

第七十一回 参議院内閣委員会議録第十二号

(二二二二二)

昭和四十八年六月七日(木曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

六月七日

辞任

黒柳

明君

補欠選任

峯山

昭範君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

高田 浩運君

内藤登三郎君
山本茂一郎君
片岡 勝治君

委員

源田 実君
政隆君
長屋 茂君
町村 金五君
柳田桃太郎君
上田 哲君鈴木 哲夫君
鶴園 旦君
前川 峰山 昭範君
中村 正義君
岩間 利次君
宮崎 正男君佐藤 達夫君
金丸 信君

渡辺 哲利君

行政管理局 行政
農林大臣官房長
三善 信二君
林野庁長官
福田 省一君
水産庁長官
荒勝 嶽君
建設大臣官房長
大津留 温君

平井 駿郎君
農林大臣官房長
三善 信二君
林野庁長官
福田 省一君
水産庁長官
荒勝 嶽君
建設大臣官房長
大津留 温君

事務局側
常任委員会専門
員
相原 桂次君

本日の会議に付した案件
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、黒柳明君が委員を辞任され、その補欠として峯山昭範君が選任されました。

○委員長(高田浩運君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取ります。金丸建設大臣。

○國務大臣(金丸信君) ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、政府におきましては、かねてより筑波研究学園都市の建設を鋭意推進してまいりましたが、昨年五月筑波研究学園都市に建設すべき四十三の試験研究及び教育機関等が閣議決定され、早急にこれら機関等の施設の建設を行なうこととされました。

これらのうち建設省が官庁營繕事業として建設を担当する三十六の國の試験研究機関等の施設にかかる膨大な事業量を短期間に効率的かつ円滑に消化し、早期に事業の完成をはかるためには、本省が直接指揮監督し、一元的にこれらの事業を執行する独立の組織を設置する必要がありますので、本省に地方支分部局として臨時に筑波研究学園都市營繕建設本部を設置することといたしておられます。

また、住宅行政に関する事務運営について整備をはかることとしたことに伴い、日本住宅公團監理官の制度を簡素化し、その定数一人を一人にすることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

なお、政府は、原案につきまして、この法律を「昭和四十八年四月一日」から実施することといたしておりましたが、衆議院において「公布の日」から施行することに修正議決されました。

○委員長(高田浩運君) 以上で説明は終わりました。本案の審査は後日に譲りたいと思います。

○委員長(高田浩運君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴園哲夫君 この間、農林省設置法のときに林野庁の定員の問題につきましてお伺いする予定になつておりますが、きょうになつたわけでござります。

この林野庁の定員の問題はたいへん古い問題であります。昭和三十六年ごろからの十数年にわたりまして、昭和三十六年ごろから、私は、なおこの問題が

員、これは定員化したのであります。そのときに定員化いたしました。で、もう一つの直接生産に従事している人たちは定員化しなかつたのであります。簡単な例で申し上げますと、乗用車の運転手は定員化しますけれども、直接生産に従事している木材を運搬する自動車の運転手はこれは定員化しない、簡単にいえばこのことで明らかであります。そういうことを行なつたわけであります。これは私は定員の上における林野庁が第一の誤りをおかしたというふうに考えております。林野庁はそうではないといふお考えをされども、私はそう思つております。

問題は、そういうふうにいたしまして直接生産に従事する人たちは定員化しなかつたのでありますけれども、しかし、その後また論議が出来まして、定員化は三十七年に終わつたのであります。が、それから三十九年にこれがまた論議が再燃いだしまして、そうして林野庁もいたしましても、直接生産に従事している者もこれを定員化するということに踏み切つたわけであります。これは私はたいへん賢明な措置であつたと思っております。ところが、そのときにはまた林野庁はもう一つ私は誤りをおかしたと思うのであります。それは直接生産に従事する者を二つに分けまして、一つは、機械を操作している、トラックとか、集材機とか、ブルドーザーとか、そういう直接機械を取り扱つている者、それと、そうでない者と二つに分けまして、そして機械を取り扱つている者を定員化する。それ以外の者は定員化しない、こういうふうにいたわであります。そこで、問題は二つになるわけであります。直接受生産に従事する者を二つに割つて、機械を操作している者、機械を扱つている者、これは定員化した、そうでない者は定員化しない。そこで、定員化するというふうにいたしましたが、直接受生産に従事する者を二つに割つて、機械を操作している者、機械を扱つている者、これはたしか四十二年からだつたと思ひますが、四十二年から四十六年にかけまして、四年間かかると二千七百名といふ名といふ機械を取り扱つている者を定員化したの

が、終わりましたときに、つまり四十六年の三月になお三百七十何名といふ機械操作員といふもの定員化いたしました。で、もう一つの直接生産に従事している人たちは定員化しない、簡単にいえばこのことで明らかであります。そういうことを行なつたわけであります。これは私は定員の上における林野庁が第一の誤りをおかしたといふうに考えております。林野庁はそうではないといふお考えをされども、私はそう思つております。

そこで、林野庁にお尋ねをいたしたいのは、いま私が申し上げました機械を操作している者は、定員化するということにして、努力をして、四年かかって定員化した。しかし、終わつたところで見てみたところが三百七十何名のものが残つた。その経緯をちょっと説明をいただきたいと思います。三百七十何名残つたといふ経緯について御説明をいただきたい。なぜ残つたのか、その点もお尋ねをいたしたい、こう思います。

○政府委員(福田省一君) お答えいたします。

御指摘のよう、昭和四十一年から昭和四十六年にかけまして二千七百名の機械要員、具体的に申し上げますと、トラックの運転手あるいは集材機の運転手、そういう機械作業に従事しております者を欠員補充の方式によりまして定員内に繰り入れたのでござります。その当時におきましては、調査した結果では二千七百名でございまして、御指摘のように、その後、やはり繰り入れました職員が退職等によりまして漸次減少してきておつたといふことはござります。御承知のように、特に集材機の作業は一つのセットの方式で作業いたしておられますので、欠員が出来ますと、やはりこれを入れるべく欠員補充方式で定員に繰り入れるといふことでいろいろ努力しておられるということを承知いたしておりますが、ところが、二千七百名といふものを五年間かかつて入れた。しかし、三百七十何名といふものは、わかつてからもすでに二年半かかっている。それが二年半かかつても少しも定員の中に繰り入れるといふことが行なわれないということ、私はこれもやはりすみやかに定員に繰り入れるべきだ。林野庁としてもそういうふうにお考えだと想ひますけれども、何ゆえにこれがはつきりわかつてから、四十六年の三月にわかつたわけですから、それから二年半もたつてこれが少しも前進しないのか、当然やるべきなんだが、なぜそれが前進しないのかという点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(福田省一君) 四十一年に、ただいま申し上げました二千七百名の定員繰り入れをいたしました際には、これだけで全員である。ほかにはございませんといふことで関係省庁とも御了解を得まして繰り入れたいきさつがあるわけでござります。その後、いま申し上げました理由によりまして漸次発生してきて、定員外にやはり常用作業員の形でその三百七十名が新たに発生してましまつたものでござります。これは機械作業員の中で一つのこういう卵が発生したと私ども言つておつたんでございましたけれども、そういう形でこれが少しだけ前進しないのか、当然やるべきなんだが、なぜそれが前進しないのかという点をお尋ねしたいと思います。

○鶴岡哲夫君 いまお話しのように、四十一年か四十六年と、約五年といふことになりますね、十名発生しているわけでございまして、事實その要員がなければ現場の作業ができる面あるといふことは、これはもう当然だと思います。四年間かかると二千七百名といふ名といふ機械を取り扱つている者を定員化したの

けれども、定員化して終わった段階で三百七十何名といふものが残つておつた、これは機械を操作する卵と俗稱言つておつたといふお話ですが、これは二千七百名といふ数字そのものがおそらく四十一年ごろの確定の数字だらうと思います。そのままいるでしょうが、また新しく機械化も進んでおるわけでしょうし、また新しい機械も導入される時期でありますから、したがつて、そういう三百七十何名といふものが残つているだらうと私も思ひます。この三百七十何名といふものを、これもまた言つた経緯からいますと、当然これは定員にやはり繰り入れていくべき性質のものだと思ひます。林野庁もいたしまして、定員に繰り入れるべく欠員補充方式で定員に繰り入れるといふことでいろいろ努力しておられるということを承知いたしておりますが、ところが、二千七百名といふものを五年間かかつて入れた。しかし、三百七十名といふものは、わかつてからもすでに二年半かかっている。それが二年半かかつても少しも定員の中に繰り入れるといふことが行なわれないということ、私はこれもやはりすみやかに定員に繰り入れるべきだ。林野庁としてもそういうふうにお考えだと想ひますけれども、何ゆえにこれがはつきりわかつてから、四十六年の三月にわかつたわけですから、それから二年半もたつてこれが少しも前進しないのか、当然やるべきなんだが、なぜそれが前進しないのかという点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(福田省一君) 四十一年に、ただいま申し上げました二千七百名の定員繰り入れをいたしました際には、これだけで全員である。ほかにはございませんといふことで関係省庁とも御了解を得まして繰り入れたいきさつがあるわけでござります。ところが、その後に至りまして、御指摘のように、四十六年当時からこういふ卵が三百七十名発生しているわけでございまして、事実その要員がなければ現場の作業ができる面あるといふことは、これはもう当然だと思います。四年間かかると二千七百名といふ名といふ機械を取り扱つている者を定員化したの

十一年に確認した数字というのと四十六年に
なって見たところは、それだけの数字は私は当然
だと思うんで、いまおっしゃいますように、二千
七百名でこれが最後ですということで進められた
経緯があるというお話をすけれども、しかし、実
際には私がいま言つたような形になつてていると思
うんです。そうすれば、長官のおっしゃるよう
に、すみやかにこれはやはり欠員補充方式で定員
に入れていかなければならぬ。二千七百名を入れ
るのに欠員補充方式で五年かかった。三百七十名
というのはすでにもう二年半たっているんです。
こういうことでは、これはいつになるのかとい
う、だれも考え方を持つわけです。ですから、
いまおっしゃるように、これはすみやかに、欠員
補充方式なら欠員補充方式で入れていくべきだと
私は思うんです。ですが、すみやかにといふこと
では、二年半これがそのままになつている経緯
からいいましても、これはなかなか納得できにく
い。ですから、ある程度の年限を切つて、四十八
年、四十九年、二年とか、あるいは三年とかいう
区切りをつけて、そしてやるんだというやはり考
え方をはつきりお出しになる必要があるんじやな
いかと思う。

また、この点については、これは二千七百名入
ることに、欠員補充方式で入れるときに行政管理
庁等の協力も大いにあつたわけすけれども、こ
の三百七十名につきましても、これは行政管理庁
の一そらの協力も得なきやならぬというふうに思
うわけですけれども、いずれにしましても、これ
はすみやかにということではこの段階では納得で
きにくい。やはり四十八、四十九、五十、三年な
ら三年で入れるんだというやはり考え方を私は
はつきりお出しになる必要があると思う。それで
なければ、すみやかにということで二年半はうつ
ておかれたわけですから、何年たつかわからな
い、ということは、これは困るんじゃないかと思
う。実際働いている人もそうだと思うし、また周
囲で見ている者も、どうもこんな話は納得できな
い、これはもう当然だと思うんですけれども、そ

ういう意味で、繰り返しになりますが、二年なら三年で入れるんだという考え方を明示される必要があると私は思つております。この二千七百名を五年で入れたんですから、一年間に五百名ぐらいうつの繰り入れ、欠員補充方式でできたんですね、ですから三百七十名程度だったら、簡単にいえは一年でできそうな気がするのですが、欠員の状況というのはなかなか林野庁たいへん苦しいようであります。苦しいようでありますけれども、二年半はうっておいたんですから、これはいつまでも、ただ、努力しますとか、すみやかにということでは私は納得できない。きつと目標を示して、明示して、考え方を明らかにしてもらいたい。

林野庁長官並びに行政管理局長の見解を聞きたいと思います。

○政府委員(福田省一君) 御指摘のように、ただここですみやかにと申し上げてもこれは御納得いただけないかと思います。ただ、四十一年から四十六年に繰り入れました当時におきましては、定員のワークとそれから実人員の間に相当の余裕があつたということを、わりあいに容易にできています。先生御承知のように、最近は、第一次定員削減、第二次定員削減といふ新しいワークが設定されておりますので、できるだけすみやかに、私の気持ちからは、率直に申し上げますというと、先ほど申し上げましたように、三百七十名が結果的には定員外の作業員という形で補充された形になっておりますけれども、本来ならば、この定員内に繰り入れた二千七百名のうち、毎年、退職するとか、あるいは年をとつたためにほかの職場に移るとかいう形で欠員を生じておつたものでござりますから、そのつど、そういう形で措置をすべきであつたというふうに思うわけでござりますけれども、いまここに至つて、そういうことを弁明いたしましても御納得いただけないかと思ひます。

そこで、いまの定員のワークが実人員と相当きびしい状態にありますことは、先生ただいまおつ

しゃつたとおりでございます。ただ、ここではつ
きりと四十八年、四十九年、五十年と、三ヵ年と
いうふうにおっしゃられましても、こと限りで三
ヵ年で実施しますということはなかなかむずかし
い問題でござります。ただ、具体的に申し上げま
すと、このきびしい定員のワクではござい
ますけれども、たとえて申し上げますならば、高齢
者が相当林野庁の職員の中にはいます。たとえば
六十歳以上というふうに線を引きますと、いと約
六百六十八名おるわけでございまして、これはほ
かの三公社四現業と比較しますと、いと、わりあ
いに多い数字になつておるのでござります。この
六十歳以上が全然ないといと例もほかの公社、現
業にはござります。林野はその点で勧奨退職とい
う形で高齢者対策を促進しながら、この三百七十
名をでき得れば四十八年度中とは思いますけれど
も、そういう事情でござりますので、二年がある
いは三年にまたがるかと思ひますけれども、それ
に全力を尽くしてまいりたいと、かように考えて
おるところでござります。

かかるわけです。満五年かかつて三百七十名といふものを処理することになるわけです。ですから私は、これは五十年度までに、つまり四十八、四十九、五十と、この三年間でぜひとも解決してもらいたいというふうに思うわけです。ですから、その点について、長官としてはそういうふうに考え、そういう気持ちでやりたいというふうに承つたわけですけれども、行政管理厅としても、この二千七百名について御協力をいたいたわけですけれども、残っている三百七十名につきましても、これはもう二年半もそのままになっておりますから、そして存在した理由は、これは私が先ほど申し上げたような理由だと思うんです。はつきり想像のつく事柄でありますから、ぜひ五十年度までに解決するよう、行政管理厅としても協力と努力をしてもらいたいということを要望いたしたいと思います。管理局長にもぜひそういうことにお願いをしたいと思ひますが、要望いたしたいと思いますけれども、どう思いますか。

そこで、この後者のほうの機械を取り扱っていない、一般常用作業員約一万五、六千人というふうに伺つておるわけですが、この一万六千人ぐらいの常用作業員についてお尋ねをしたいと思いま

ます、お尋ねをいたしたいのは、この一般常用作業員の雇用及び勤務の態様ですね、これを林野庁からかいつまんで簡単にひとつ御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(福田省一君) ただいま御指摘のございました定員外の作業員の勤務の態様及び雇用の問題でございますが、雇用関係につきましては、現在のところ定員外作業員といふのは、常用作業員とそれから定期作業員と臨時作業員といふふうに区分いたしております。この定期作業員、臨時作業員、これは一年間ずっと継続して勤務するのではなくて、定期は六ヵ月以上、臨時は日々雇用される者でございます。それから常用作業員は一年契約、なおそれが引き続いて勤務する状態の者でござります。この三種類の区分をいたしておるわけでございますが、その勤務の態様は一日八時間の労働ということになつておりますし、賃金の支

払い形態も月給ではなくて日給制でございます。
なおこの日給制の中には功程払いという形で勤務
しておる者もござります。ただ、相当最近は機械
化が進んでおりまして、ただいま御指摘のあります
した機械作業員といふのは、流れ作業に大体乗っ
ております集材機の運転手、それからトラクター
の運転手、といふふうなものが主でございまして、
同じ機械を扱っている者でもチーフンサーを扱っ
ている作業員といふふうなものは、この練り入れれ
の対象には現在なっていない者でございます。私
たちはできるだけこの現場の作業の形態といふもの
のを機械化、近代化いたしまして、一つの流れに
乗った作業ができるようにしてまいりたいと考え
ておるわけでございます。そういたしますといふ
と、この勤務の形態がそういうベルトに乗つてしま
りますならば、将来はこの雇用の条件といふもの
のは相当変えられる。たとえば、日給制あるいは

月給制という形に移行できる可能性もあるといふに考えておるものでございますが、林業労働の実態といたしまして、まだそういう状態のものが相当あるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いま、私はここで問題にいたしておりますのは、長官の説明のありました中の一年以上継続して勤務をしている者、そうしてこれが三年、五年、十年、十五年、あるいは二十年といふように継続して勤務している者、この一般常用作業員の問題について伺つておるわけです。定期作業員、日々雇い入れの臨時作業員、これはいまここまで論議の対象にしていないわけであります。

そこで、この人たちが一年以上継続して働く、一日八時間、そして一年継続し、さらに二年、三年、四年、五年、十年、十五年というふうに長期にわたって継続して勤務しているといふの人たちを、国家公務員法でいいますと、どういうふうに解釈されるのか。国家公務員法でいいますと、常勤職員と非常勤職員と、こういう二つの分け方もありますが、その二つの分け方で説明をしますとどういうふうに解釈をするのか、人事院に伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺秀和君) お答え申し上げます。
國家公務員法上、職員を御指摘のとおり二つに分けまして、常勤職員と非常勤職員になっておりま
すけれども、非常勤職員につきましては、國家公
務員法そのものにはその任用形態等について詳し
い根拠はございません。ただ常勤職員と申します
のは、恒常的な職に置かれる常勤職員ということ
で、常識的に申しますと、非常勤職員というのは
臨時的な職に置かれる職員ということになります
けれども、その勤務のあり方につきまして、一般
の給与法適用官職は、私どもが所管いたします給
与法適用官職では、非常勤職員の勤務形態として
は、日々雇用で一日ずつ更新をする者と、それか
ら一週間の四分の三以内で雇用するという三通り
に限られています。

それで、いま問題になつております林野の職員
でございますけれども、確かに相当長期にわたつ

て一日八時間、週四十四時間勤務をするといふよ
うな面から見ますと、常勤職員に近い面も確かに
あるとは思いますが、私どもの考え方とい
たましましては、一応これは定員内の恒常的な職で
はないということをございまして、一応形式的に

○鶴園哲夫君 そうしますと、人事院といったましては、これは常勤職員ではないと、で、非常勤職員だ。非常勤職員は二つに分かれている。一つは日々雇用で継続していく者、もう一つは顧問とか委員とかそういうような人たち。そういう分類からいえば非常勤であつて、しかも日々雇用の人たちだと、こういう解釈であります。非常勤職員で日々雇用ということになりますと、先ほど任用局長から話がありましたように、これは日々雇用で、そして補助的で臨時的な仕事をしている、こういうことになるわけですね。

そこで、それじゃ実態はどうなのか。林野庁の常勤作業員というのが日々雇用で、補助的で、臨時的な仕事をしているのかどうかということだとおもふ。さあ、ふたつに分けますと、二つ

思ひのとて少くとも林野課としるの
は、これは總理府とかあるいは通産省といふとこ
ろと違つて、これは木を切ることが、あるいは木
を植えることがですね、これは公務であります。
これが林野庁の私は本質だと思います。そらしま
すと、これは木を切る、木を植えるということで
一年間継続して勤務をし、しかもこれが二年、三
年、四年、十五年というふうに勤務している。し
がもこれは十五年勤続表彰であるとか、二十五年
勤続表彰であるとかいう表彰状でもらつて勤い
ている人たちです。そういう人たちが、この林野
庁といふ企業体にあって、一体日々雇用の補助的
な臨時的な仕事をしているということになるのか
どうか。總理府にあって二ヶ月なり三ヶ月雇われ
まして植木をいじつてゐるという人たちであります
すれば、これは日々雇用の臨時的な仕事をしてい
るということは言えるかもしない。しかし、林

野庁の場合はこれは木を切ることが公務です。企業体の本質なんだから、その本質の仕事を、十五年、二十年と継続して仕事をしている者を、日々雇用で、補助的で、臨時的な仕事をしているということには私はならないと思うのです。

そこで私は人事院にお尋ねいたしましたが、そういう解釈は非常に無理じゃないですか。無理だと、そういうふうにお考えにならないかどうか。たいへん私は不合理だと思う。その点をお尋ねいたします。無理じゃないか、たいへん不合理です。

○政府委員(渡辺哲良君) 先ほど申し上げましたように、現在の常勤、非常勤の取り扱いの体系のもとでは、私どもいたしましては、日々雇用が継続しているという以外に理解の方法はないといふうに考へられるわけでござりますけれども、確かに、いまおっしゃいましたような実態あることは事実だと思われまするが、ただ、それらの問題をどういうふうに解決するかということになりますと、やはり第一義的には定員管理というようになりますが、御検討していくべき問題ではなかろうかといふうに考える次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私は、これは一番簡単なのは常勤職員といふうに規定をすればそのまま当てはまると思うのです。これを。しかし、これはいまの形からいいますと、なかなか常勤職員といふうに規定できない。どうしてもこれは臨時職員といふうに規定せざるを得ない。臨時職員といふ規定をすれば、日々雇用の補助的な臨時的な仕事だということになる。しかし、林野庁にとつては、そういう者はこれは日々雇用のはんとうの臨時的な仕事をしているということは絶対に言えないと思う。例をさきにとりまつたけれども、これは総理府で一ヶ月、二ヶ月庭師をお雇いになってやられるのは、その一ヶ月の間は国家公務員だ、しかし、その国家公務員は日々雇用で補助的な仕事をだ、これはもうそのとおりだと思うのですけれども、林野庁の場合は私は絶対にそらはいかないと思います。これを解決する道は、一番簡単なのは、これは常勤職員だといふ規定をすればいい。

○政府委員(佐藤達夫君) 三十六年といふよくな
ことでなしに、もつと基本的に——先ほど無理な
とおっしゃいましたけれども、すなおに自然に考
えまして、われわれとしては公務員法上の種類と
しては常勤と非常勤と、これ二色しかないといふ
ことは、これはもう当然のことではあります。が、こ
の非常勤の身分のままで常勤と同じ扱いをするこ
とができるかどうかといえば、それは常勤といふ
制度があるなんでありますから、論理上の帰結とし
ては、常勤としてお扱いになれば、任命をされね
ばいいじゃないかというだけの話で、しかし、そ
れは割り切った話でござりますので、私どもの立
場としては、これはまたまたま林野局のいまの
現業の方々は国交権をお持ちの方で、われわれと
は——いつもかさの下と申しておりますが、かさ
のすそにいらっしゃる方ではありますけれども、
一般的に考えてみまして、いろいろな実情をお聞
きしておりますし、私どもの持ち分野の中で、守
備範囲でできるだけの機遇をささてあげるといふ
ことになればどういう方法があるかといふこと
で、これはかつてもお答えしたことがあると思いま
す。常勤、非常勤といふ限界はそのままにして
おきながら常勤的な待遇をしてあげるということ
についてのわれわれの努力の余地があるかどうか
ということをかねがね考えておりまして、そ
して、まあこういふ貸借対照表みたいな、一覽表
みたいなものまでつくるて、たとえば任用は非
常勤の方々は自由だと、これはまあ非常勤の方々
のほうの利益になる、条件つき任用期間もなし
と、あるいは勤務評定も非常勤の方々にはない
のうようなことで、常勤と非常勤との違いがつ

と出でているわけです。そういうふうにして見てみますと、大体もうとことんまで——そのはじめを亂さない限りにおいては、とことんまで一応の待遇はでき上がつておるという信念を持っておるわけです。したがいまして、あとはまた論理上の問題に戻る、人事運営あるいは管理上の問題なり、あるいはまた定員管理の問題なり、どうもそっちのほうの問題になる事柄ではないかというのが、いま局長のお答えいたしました趣旨でもありますし、私どもの考え方でもあるわけでございます。

○宮崎正義君　委員長、議事進行について。

○委員長(高田清運君)　宮崎君。

○宮崎正義君　一昨日の内閣委員会において、中曾根通産大臣の私に対する答弁の内容に、重大な発言、答弁があつたわけです。その内容につきまして、これは私はこういうことが日本の、わが国の国際にこういう考え方があつていゝものかどうかという、非常に重大な発言をしていることを動議いたしますけれども、その速記録を写してまいりましたので、ちょっととそれを読み上げてみます。「私はそれはイランのホベイダという首相に聞かれたんですが、そのときに、日本はアジアの東にあって王制の国です、あなた方はアジアの西にあって同じく王制の国で、ともに古い伝統を持つておる國家です、この二つの国が東と西で手をつないで経済協力をし、お互いに繁榮して、アジアの安定、世界の平和のために貢献するといふことです。」「日本はアジアの東にあって王制の国です。」これがことなると、これはたいへんな問題が、外交上のことにもひつかつてまいりますし、で、当委員会でこの問題をやはりこのままでしておくべきか、とじやないだろうと思うので、私はいま議事進行について緊急動議を出した。

で、この点について、私は当然、いま農林省の大変な設置法の一部を改正する法律案の中で突如

としてそういうことを言るのはまさに恐縮でありますけれども、私のほうもさうは参考人も呼んでおりまして、前回も呼びましたけど、今回また特に、今回はもうぜひひととつということです、昨日から時間をかけて、控室のほうでいま控えをしておりますので、そういうふうな時点でお私が、手元にいま入りましたので、この中曾根康産大臣の発言されたことなどものを、これはどう取り上げていくかということが、この本委員会の私は問題に当然なるべきだと思うのです。これは理事会でがつちりいますぐやつてもらいたいんです。そらしてですね……。

○委員長(高田浩運君) 宮崎委員からお話をありました件につきましては、後刻理事会において打ち合わせをいたしたいと思います。

○宮崎正義君 後刻とおっしゃること、わかります。わかりますけれども、同じ團僚の方々が、大臣の方々が、こういう考え方で、当然農林大臣方は、そういうことは私は想像も、考えたくもございませんし、しかしながら、日本の内閣全体の面から考慮えていきますと、これは私はこのまま、いいだろ、そのまま過ごしていいだろ、といふような問題じや私はないと思うんです。また、この姿勢からはつきりとして、この委員会やはり根本姿勢に立ち返つてから当然やつていかなきやならないと私は思うのですがね。

○岩間正男君 関連して。

いま聞きましたが、まあ一昨日もそのような趣言あつたわけですが、王制の国ということは基本的なもう重大な問題ですよ。この問題が明らかにならないで国会の審議というのは成立しないと思う。したがつて、いまその動議が宮崎議員からあつたのですけれども、私は、即刻この委員会は中断して、そうして善後策を講じるのが当然だと思います。このことに私は賛成いたします。この動議に賛成をいたします。

○委員長(高田浩運君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○議長　吉崎さんのはうから請あつて、そして理事会を開いて、どうするかということをすぐすみやかにきめてもらいたいですね。そうでありますと、これはおついの発言ですから、そのときも問題になつたのだけれども、とにかく審議事録ではつきりしたから、この委員会がどう対処するかということをしなきやならぬと思うのですよ。ですから、審議を中断して、すみやかにひとつ理事会を開いて対処をきめてもらいたいですね。

○委員長(高田浩運著)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運著)　速記を起こして。

暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

建設省設置法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案
(小字及び一は兼議院修正の部分)

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

昭和四十八年六月二十二日印刷

昭和四十八年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B